

芦屋市省エネ家電製品購入促進事業について

☆ 申請の流れ ☆

【対象家電の購入】

- ☆ 購入前または購入後に補助金対象の省エネ家電になっているかを確認
- ☆ 令和7年3月15日(土)～令和8年3月13日(金)に購入
- ☆ 兵庫県内の店舗で購入(インターネット通販での購入は対象外)
- ☆ 芦屋市内の自宅及び事業所に設置(市外に設置は対象外)
- ☆ 購入した省エネ家電製品の合計額が5万円以上(税抜)であるか
(設置等工事費も含む)

【交付申請】

- ☆ 電子又は郵送にて申請
- ☆ 令和7年6月2日(月)～令和8年3月13日(金)の期間内に申請
- ☆ 提出書類はすべて揃っているか確認(不備があると受付できません)

【交付決定】

- ☆ 申請された書類をもとに審査し、不備がなければ環境課より申請者の住所に「芦屋市省エネ家電製品購入促進事業補助金交付決定通知書」及び「芦屋市省エネ家電製品購入促進事業補助金交付請求書」を送付

【請求書提出】

- ☆ 口座名義人は、申請者本人または事業所と同じであることを確認
(名義人が異なる場合は補助金交付ができません)

【補助金の交付】

- ☆ 請求書に記載の口座に補助金を振込
- ☆ 振込日のお知らせはないので、各自通帳にて確認